

一般競争入札（総合評価落札方式）公告

双葉町立新校（仮称）建設工事に係る一般競争入札（総合評価落札方式）を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び第 167 条の 10 の 2 第 6 項並びに双葉町財務規則（昭和 61 年双葉町規則第 1 号）第 112 条の規定により、次のとおり公告する。

令和 8 年 7 月 21 日

双葉町長 伊澤 史朗



1. 入札に付する事項

1	工事番号	8 双教総工第 1 号
2	工事名	双葉町立新校（仮称）建設工事
3	工事場所	双葉町大字新山字東館 1 番、大字長塚字深谷 184 番 2
4	工種	建築一式工事
5	工期	本契約締結の日の翌日から令和 10 年 7 月 31 日まで ただし、校舎棟及び付帯施設 B については、令和 10 年 2 月 28 日まで
6	工事概要	敷地面積 50,010 m ² 校舎棟（アリーナ含む）：鉄骨造 2 階建て 延べ面積 8,680.16 m ² 付帯施設 A（防災備蓄関係）：鉄筋コンクリート造 平屋建て 194.49 m ² 付帯施設 B（設備関係）：鉄筋コンクリート造 平屋建て 228.00 m ² 付帯施設 C（西側倉庫）：鉄筋コンクリート造 平屋建て 114.44 m ² 外構工事 上記に関する建築一式工事
7	予定価格	13,156,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）
8	最低制限価格設定案件等	低入札調査対象案件
9	支払条件	双葉町工事請負契約約款の規定のとおり ※ 各年度の支払限度額が設定されている工事である。
10	入札保証金	「11.入札保証金に関する事項」のとおり
11	契約保証金	「12.契約保証金に関する事項」のとおり
12	契約不適合責任期間	2 年
13	入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）
14	建設リサイクル法対処工事	該当有り
15	設計業務等の受託者	株式会社 アーキシップスタジオ（横浜市中区吉田町 4-9） 株式会社 鈴木弘人設計事務所（仙台市青葉区 1-10-14） 株式会社 教育環境研究所（千代田区永田町 2-13-10） 一般財団法人 ふくしま市町村支援機構（福島市中町 7-17）
16	その他	議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、本町議会において可決されなかった場合は、本入札に請負契約締結は行わない。

2. 入札参加者に必要な資格に関する事項

この公告に基づく工事の入札参加形態は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）又は単体企業として、次の要件のすべてを満たす者とする。

(1) 共同企業体の要件

1	入札参加資格共通事項 ※ すべての構成員が満たすこと。	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。 ② この公告の日から落札決定の日までにおいて、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和62年双葉町訓令第1号。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。 ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定が確定した後に入札参加資格の再認定を受けた事業者を除く。） ④ 設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
2	共同企業体の構成員数	2社 又は 3社
3	共同企業体の代表者	① 共同企業体の代表者は、第1構成員とし、構成員のうち中心的役割を担う者で施工能力の大きい者とする。 ② 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者。 ③ 双葉町入札参加者資格者名簿における建築工事の等級がAランクかつ評定値が1、800点以上である者。
4	共同企業体の出資比率	第1構成員の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。 最小の出資者の出資割合は、下記のとおりとする。 2社：30パーセント 3社：20パーセント
5	特定建設業の許可の有無	第1構成員は、建設業法第15条の規定に基づき、建設工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
6	施工実績	第1構成員 平成23年4月1日以降に、1棟で下記をすべて満たす建築一式工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。） ① 建築物の新築、増築又は改築に係る建築一式工事 ② 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 ③ 1棟の延べ面積が4、500㎡以上 ※ ただし、増築又は改築の場合は、既存部分の面積は含めないものとする。 第2構成員 平成23年4月1日以降に、1棟で下記をすべて満たす建築一式工事の一部の工種を含む工事を元請として施工した実績があり、又は同種工事について下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。） ① 建築物の新築、増築又は改築に係る工事

		② 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 ③ 1棟の延べ面積が1、500㎡以上 ※ ただし、増築又は改築の場合は、既存部分の面積は含めないものとする。 第3構成員 建築一式工事の一部の工種を含む工事を元請として施工した実績があり、又は同種工事について下請けとしての施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）
7	配置予定技術者	建設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を専任で配置することとし、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。 ※ 営業所における専任技術者は当該工事の技術者として配置できない。
8	その他	① 上記に記載のない事項は、双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱に準拠すること。 ② この入札において、構成員は同時に2つ以上の共同企業体の構成員をなすことはできない。 ③ 共同企業体の構成員が指名停止となり、入札参加資格を喪失した場合は、入札受付期限の3日前まで（休日を除く）に限り、資格要件を満たす構成員を補充したうえで、新たに共同企業体を結成し入札に参加できるものとする。なお、構成員が変更となった場合には、ただちに提出が必要な資料を提出すること。 ④ 各構成員は、一級建築士の免許取得者を有すること。

(2) 単体企業の要件

1	入札参加資格共通事項	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。 ② この公告の日から落札決定の日までにおいて、要綱第11条の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。 ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。（更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定が確定した後に入札参加資格の再認定を受けた事業者を除く。） ④ 設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
2	登録等級及び評定値	双葉町入札参加者資格者名簿における建築工事の等級がAランクかつ評定値が1、800点以上である者。
3	事業所の所在に関する条件	福島県内に本店、支店又は営業所を有する者。
4	特定建設業の許可の有無	建設業法第15条の規定に基づき、建設工事業について、特定建設業の許可を受けていること。
5	施工実績	平成23年4月1日以降に、1棟で下記をすべて満たす建築工事を元請として施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）

		① 建築物の新築、増築又は改築に係る建築一式工事 ② 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造 ③ 1 棟の延べ面積が4、500㎡以上 ※ ただし、増築工事の場合は、既存部分の面積は含めないものとする。
6	配置予定技術者	建設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を専任で配置することとし、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
7	その他	一級建築士の免許取得者を有すること。

3. 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間及び公告方法	公告日 から 開札日まで双葉町ホームページ内に掲載する。
2	関係書類の取得期間及び場所	公告日 から 開札日まで双葉町ホームページ内に掲載しているので、ダウンロードし、取得すること。 なお、図面関係は、令和8年8月26日（水）までの掲載としますので、入札参加者は、期日までダウンロードし、取得すること。
3	設計図書等質問受付期間	公告日 から 令和8年8月10日（月）午後4時まで
4	設計図書等質問方法	「入札説明書に関する質問書」に質問事項を記載し、電子メールにて提出すること。なお、電話等による質問は、受け付けない。 メールの件名は、「【企業名】双葉町立新校（仮称）建設工事に関する質問」とすること。
5	設計図書等質問提出先	教育委員会 教育総務課 総務係 電子メール：kyouiku@town.futaba.fukushima.jp
6	設計図書等回答掲載期間	令和8年8月19日（水） から 開札日まで
7	設計図書等回答掲載場所	双葉町ホームページ内に掲載する。
8	入札参加資格確認提出期間	公告日 から 令和8年8月26日（水）午後4時まで
9	入札参加資格確認提出書類	① 一般競争入札参加資格確認申請書又は特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書及び委任状 ② 特定建設工事共同企業体構成員表（共同企業体での参加者のみ） ③ 特定建設工事共同企業体協定書（共同企業体での参加者のみ） ④ 専任技術者一覧表 ※ 共同企業体での参加者は、すべての構成員で提出すること。 ⑤ 施工実績調書（入札参加資格確認用） ※ 共同企業体での参加者は、すべての構成員で提出すること。 ⑥ 配置予定の技術者に関する調書（入札参加資格確認用） ⑦ ⑤及び⑥の実績等が確認できる書類を添付すること。
10	入札参加資格確認提出方法	郵送（書留郵便等、記録の残るものに限る）又は持参とし、2部提出すること。
11	入札参加資格確認提出先	総務課 管財係 〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
12	入札参加資格確認結果通知	令和8年8月31日（月）
13	技術資料提出期間	令和8年9月 1日（火） から 令和8年9月15日（火）午後4時まで ※ 資料は提出期間必着とし、期限を過ぎた資料は無効とする。

14	技術資料提出書類	① 技術提案書 ② 企業の技術力及びに地域貢献に関する調書 ③ 配置予定技術者の技術力に関する調書 ④ ②～③の実績等が確認できる書類を添付すること。
15	技術資料提出方法	郵送（書留郵便等、記録の残るものに限る）又は持参とし、2部提出すること。
16	技術資料提出先	総務課 管財係 〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
17	入札執行	① 資格確認の結果として資格を有すると認められた者が一人の場合においても入札を執行する。 ② 入札執行の結果として有効な入札者が一人の場合においても落札決定を行うこととする。ただし、最低制限価格により、有効な入札がなくなった場合は入札を取り止めることとする。
18	入札方法	① 入札回数は、1回までとする。
19	入札提出書類	① 入札書 ※ 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額とすること。 ② 入札金額の工事費（積算）内訳書（入札書に記載されている入札金額に対応していること）
20	低入札価格調査書類	評価値の最も高い者が、調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査資料の提出依頼をするので、指定する日時までに次の様式を持参により提出すること。また、提出書類の事情聴取に協力すること。なお、提出がない場合又は事情聴取に協力しなかった場合は、当該入札を無効とする。 ① 当該価格により入札した理由（（以下「理由書」という。） ② 入札価格の内訳となる、「15.公表資料に関する事項」で取得した設計書（金抜き）に記載されたすべての項目について金額を記入した入札価格詳細内訳書（以下「入札価格詳細内訳書」という。）（入札価格詳細内訳書の1頁目の余白に商号又は名称を記入すること。） ③ 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の詳細内訳 ④ 入札価格詳細内訳書において、自ら施工する部分を除き、下請、資材購入等に係る見積りに基づく金額については、すべての当該見積書の写し ※ なお、提出した理由書及び見積書の写しは、書換え、引換え又は撤回することはできない。
21	入札書受付期間	令和8年9月16日（水） から 令和8年9月24日（木） 午後4時まで ※入札書は受付期間必着とし、期限を過ぎた入札については、無効とする。
22	入札提出方法	郵送（書留郵便等、記録の残るものに限る）又は持参。
23	入札提出先	総務課 管財係 〒979-1495 福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4
24	開札日時	令和8年9月25日（金） 午前10時
25	入札結果の公表	落札決定した日の翌日に双葉町ホームページ内に掲載する。

4. 入札の無効に関する事項

次の掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者がした入札。
- (2) 入札方法に違反して行われた入札。
- (3) 入札書に必要事項が記載されていない入札又は必要事項が確認しがたい入札。
- (4) 入札書に記名押印がない入札。
- (5) 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札。
- (6) 封筒記載の工事名又は差出人名と同封された入札書に記載された工事名又は入札者名が相違する入札。
- (7) 封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札。
- (8) 1 通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札。
- (9) 工事費内訳書が入札書に添付されていない入札。
- (10) 明らかに不正によると認められる入札。
- (11) 提出期限までに技術資料等の全部又は一部を提出しない者がした入札。
- (12) 技術資料等を公告で指定する方法以外の方法で提出した者がした入札。
- (13) 提出された技術資料等の全部又は一部に誤記又は記載漏れ等があり、適正な評価ができない入札
- (14) 提出された技術資料等に虚偽の記載をした者がした入札
- (15) 低入札価格調査書類を提出期限までに提出しない者がした入札。
- (16) その他町長が定める入札条件に違反してなされた入札

5. 評価値及び技術評価点の算定等に関する事項

(1) 評価値の算定方法

評価値 = (技術評価点 / 入札価格) × 1,000,000,000

※ 評価値は小数点第 4 位までとし、第 5 位以下を切り捨てるものとする。

(2) 技術評価点の算定方法

技術評価点 = 標準点 + 加算点

※ 標準点は、100 点とする。

※ 加算点の算出方法は別表「一般競争入札（総合評価落札方式）技術評価基準表（以下「技術評価基準表」という。）」のとおり。

6. 調査基準価格の設定に関する事項

- (1) この公告に基づく工事は、双葉町立新校（仮称）建設工事に係る低入札価格調査事務処理基準に基づく、調査基準価格を設定している。
- (2) 調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が、入札書比較価格(予定価格に 110 分の 100 を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に 100 分の 92 を乗じて得た額を超える場合にあっては入札書比較価格に 100 分の 92 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)に、入札書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額に満たない場合にあっては入札書比較価格に 100 分の 75 を乗じて得た額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)に、100 分の 110 を乗じて得た額とする。
 - (ア) 直接工事費の額に 100 分の 97 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）
 - (イ) 共通仮設費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）
 - (ウ) 現場管理費の額に 100 分の 90 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）
 - (エ) 一般管理費の額に 100 分の 68 を乗じて得た額（1 円未満切り捨て）

7. 落札者の決定に関する事項

入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうちから提出された技術資料等に基づき、5(1)の評価値の算定方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、評価値の最も高い者が調査基準価格未満の価格で入札し、低入札価格調査において失格又は無効となった者については、落札者となることができない。

また、落札候補者となるべき評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きによって選ばれた者を落札者とする。

8. 苦情等の申立てに関する事項

(1) 本案件の工事の入札に参加申請をしたうえで資格がないとされた者は、その理由について、入札参加資格確認結果通知日から起算して7日以内（町の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から3日以内（町の休日を除く。）に書面で回答する。

(2) 総合評価方式による入札において落札者にならなかった者は、その理由について、総合評価方式の評価調書を公表した日から起算して7日以内（町の休日を除く。）に、書面により説明を求めることができる。理由は説明を求められた日から5日以内（町の休日を除く。）に書面で回答する。

9. 支払条件について

公告に定めるとおり。ただし、前金払の額について、落札者の入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、請負代金額の10分の2以内とする。

10. 契約不適合責任期間について

公告に定めるとおり。ただし、落札者の入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、公告に定める期間の2倍の期間とする。

11. 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、開札日の前日までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、あらかじめ町が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として双葉町財務規則第166条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

(3) 入札保証金は、双葉町財務規則第115条第1項各号いずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、3.13に掲げる期間に、「入札保証金免除申請書」を提出すること。

12. 契約保証金に関する事項

(1) 下記のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。ただし、入札価格が低入札価格調査基準を下回った場合は、請負代金額の100分の30以上の額を納付すること。

(ア) 契約保証金の納付

(イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(ウ) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(エ) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(オ) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

13. 技術資料等の成果確認に関する事項

提出のあった技術資料等の履行確認は、工事完了時に評価することとし、履行されていないことが判明した場合、下記を課す。

(1) 入札参加者の技術資料の虚偽記載等、明らかに悪質な行為があった場合には、要綱に基づく指名停止等を行う。

(2) 受注者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、受注者は、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。

違約金の額は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格の差額を違約金とする。

具体的には、次の式により算定した額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

$$A - A \times (B + C2) / (B + C1)$$

A : 当初の入札価格

B : 標準点 (100)

C1 : 入札時の提案内容にもとづく加算点

C2 : 提案内容を実施できなかった場合の加算点

※ $(B + C2) / (B + C1)$ 段階で、小数点第4位までとし、第5位以下を切り捨てるものとする。

※ 違約金は、円未満を切り捨てるものとする。

14. その他

(1) 本工事に係る閲覧図面は、入札公告用として作成したものであり、現在、建築確認申請の審査中である。当該審査の結果によっては、設計図書の内容が変更となる場合がある。なお、変更が生じた場合には、契約締結後に発注者・受注者双方で変更内容を確認のうえ、請負金額の増減その他必要な事項について協議を行うものとする。

(2) 本工事は、「入札時積算数量書活用方式」の対象工事である。本方式では、入札時において発注者が入札時積算数量書（設計書（金抜き））を示し、入札参加者が入札時積算数量書（設計書（金抜き））に記載された積算数量を活用して入札に参加する場合において、工事請負契約の締結後に生じた当該積算数量の疑義について、発注者及び受注者は、入札時積算数量書（設計書（金抜き））に基づき、積算数量に関する協議を行うことができる。

(3) 共同企業体の代表者が同じ法人は、同一の入札において2人以上参加できない。

(4) 構成員は、同一の入札において、2以上の共同企業体の構成員となることはできないものとする。

(5) 構成員は、単独で同一の入札に参加することができない。

(6) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務がある者で、公告に定める開札日時において、社会保険等に未加入の者は入札に参加できない。

(7) 配置予定技術者及び当該入札参加資格に必要なその他の有資格者は、公告に定める開札日時において、継続して3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。

(8) 公告において専任で配置するよう定められている配置予定技術者は、公告に定める開札日時（ただし、議決案件においては議決予定日とする。）において、他の工事に配置していないこと。

(9) 落札者は、配置予定技術者の技術力に関する調書に記入した配置予定技術者をこの工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。ただし、当該配置予定技術者が病休、退職等の特別な場合に限り、同等の資格要件を満たす別の技術者に変更することができるものとする。

(10) 現場代理人は、公告に定める開札日時において、直接的かつ恒常的な雇用が確認できる者に限る。

(11) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額、技術評価点、評

価値、調査基準価格を下回った入札を行った者について、双葉町ホームページにおいて閲覧に供する。

(12) 開札後、契約が地方自治法第234条第5項の規定により確定する前に、発注者の入札手続の誤り等により、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合は、入札を中止とし又は落札者の決定を取消す場合がある。

(13) この入札に要する費用は、入札参加者の負担とする。

15. 公表資料に関する事項

設計書（金抜き）
意匠図
構造図
サイン図
電気設備図
機械設備図
技術評価基準表
工事請負契約書（案）
双葉町工事請負契約約款
双葉町建設工事に係る共同企業体取扱要綱

16. 様式等に関する事項

名称	提出書類 (単体)	提出書類 (共同企業体)
入札説明書に関する質問書	△	△
一般競争入札参加資格確認申請書	○	
特定建設工事共同企業体一般競争入札参加資格確認申請書		○
特定建設工事共同企業体構成員表		○
特定建設工事共同企業体協定書		○
委任状		○
施工実績調書（入札参加資格確認用）	○	○
配置予定の技術者に関する調書（入札参加資格確認用）	○	○
入札保証金免除申請書	△	△
入札書	○	○
入札金額の工事費（積算）内訳書	○	○
技術提案書	○	○
企業の技術力及び地域貢献に関する調書	○	○
配置予定技術者の技術力に関する調書	○	○

※ ○：要提出

△：該当する場合は提出

17. 問い合わせ先

区分	担当課	連絡先
入札・受付担当	双葉町 総務課 管財係	電話：0240-33-0124 FAX：0240-33-2115 電子メール：soumu@town.futaba.fukushima.jp
工事担当	双葉町教育委員会 教育総務課 総務係	電話：0246-84-5210 FAX：0246-84-5212 電子メール：kyouiku@town.futaba.fukushima.jp